

藤沢市奨学金給付審査委員会委員の委嘱又は任命について
次の者を藤沢市奨学金給付審査委員会委員に委嘱し、又は任命する。

2024年（令和6年）8月22日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 氏名等

氏名	生年月日	住所	選出区分	新任再任の別	委嘱任命の別	備考
かわぐち こうへい 川口 浩平			関係行政機関の職員	新任	任命	教育部長
たなか かずや 田中 和也			学校教育関係者	新任	委嘱	神奈川県立高等学校校長
にぶ ひろゆき 二部 寛之			学識経験者	新任	委嘱	福祉関係者
すずき けんじろう 鈴木 憲二郎			関係行政機関の職員	新任	任命	福祉総務課長
つぼや まき 坪谷 麻貴			関係行政機関の職員	新任	任命	教育部参事

2 任期

2024年（令和6年）9月1日から2025年（令和7年）8月31日まで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市奨学金給付審査委員会委員に欠員が生じたことに伴い、藤沢市奨学金給付審査委員会規程第3条の規定により新たに委員を委嘱し、又は任命する必要による。

参 考

藤沢市奨学金給付審査委員会規程 抜粋

(設置)

第1条 藤沢市奨学金給付規則（平成29年3月10日藤沢市教育委員会規則第4号）に規定する奨学金に関し、給付対象者の選考その他必要な事項を審査するため、藤沢市奨学金給付審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 委員会は、11人以内とし、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育部長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、教育総務課長の職にある者をもって充てる。

4 委員は、次に掲げる者とする。

(1) 神奈川県立高等学校校長 1人

(2) 藤沢市立中学校長 1人

(3) 福祉関係者 2人

(4) 事業者代表 2人以内

(5) 福祉総務課長

(6) 子育て企画課長

(7) 教育部参事

5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

6 前項本文の規定にかかわらず、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。